を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一 項の規定に基づき検定

## ○厚生労働省告示第百六十一号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

六年政令第十一号) 第四十三条第一項、 第五十八条並びに医薬品、 医薬品、 医療機器等の品質、 医 療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十

施行 規則 昭昭 和三十六年厚生省令第一号) 第百九十七条第四 |項第 号及び第百九十九 条第 項の 規定に基づ

き、 医薬品、 医療 機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一 項の 規定に基 づき

検定を要するものとして厚生労働大臣 の指定する医薬品等 (昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号) の <u>ー</u>

部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後					为 日 =			
1 検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 (略) 生物学的製剤					1 検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 (略) 生物学的製剤			
検定を受ける べき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関		検定を受ける べき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
組換えRSウ イルスワクチ ン	(略)	(略)	(略)		組換えRSウ イルスワクチ ン	(略)	(略)	(略)
<u>R S ウイルス</u> <u>R N A ワクチ</u> ン	86,600円	<u>内容量が0.5</u> m L で あ る と き。 1 本	国立健康危機 管理研究機構		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)